

尾張旭市監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

平成31年4月26日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 秋 田 進

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

会計課

3 監査の期間

平成31年2月25日から平成31年3月28日まで

4 監査の方法

平成30年度(平成31年1月31日現在)における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの）

- (1) 歳入事務電算処理業務委託の契約締結伺いにおいて、副市長専決である委託契約の締結決裁が部長において行われている。尾張旭市決裁規程により、500万円を超え1,000万円以下の委託料については、副市長の専決事項とされている。
- (2) 歳入事務電算処理業務委託において、随意契約公表の事務手続が適切に行われていない。随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合において、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約確認表を作成し、内容の公表を行うこととしている。

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

教育委員会（教育行政課、学校給食センター、生涯学習課、図書館、文化スポーツ課）

3 監査の期間

平成31年2月25日から平成31年3月28日まで

4 監査の方法

平成30年度(平成31年1月31日現在)における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの）

- (1) 備品購入に関する綴において、裏面活用用紙を利用した文書が見受けられた。平成16年12月20日付け助役通知「用紙の裏面活用に関する基準」では、公文書として保存されるものは、裏面活用用紙を用いて作成することができないこととされている。（教育行政課）
- (2) バス借上げ契約書及び中央公民館管理業務委託契約書において、「尾張旭市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」と記載されているが、平成23年10月1日から「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に改められている。（教育行政課、生涯学習課）
- (3) 体育施設整備工事関係綴において、施行伺い、契約書本体及び契約書に添付されている仕様書に記載されている工期が統一されていないものが見受けられた。（文化スポーツ課）
- (4) 社会体育振興事業業務委託において、5月及び8月に前金払が必要としているが、金額の根拠が明らかにされていない。（文化スポーツ課）